

保護者の皆様

自転車の利用に関するお知らせ

自転車の交通事故を防止するため、令和3年4月、愛知県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。



条例で規定していること

- 交通ルールの遵守・歩行者等へ配慮した安全で適正な利用に努める
- 自転車を定期的に点検し、交通事故防止と盗難防止対策に努める

10月1日からは…

- 交通事故の被害軽減のため、自転車利用者等の

乗車用ヘルメットの着用を努力義務 とする

- 交通事故による被害者保護のため、

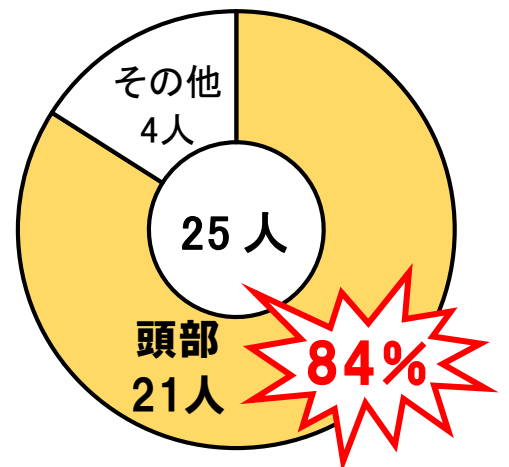
自転車損害賠償責任保険等の加入を義務 とする

自転車乗車中の交通事故死者数を負傷部位別に見てみると、**頭部が最も多く21人で、8割以上**を占めています。

ヘルメットを正しく着用することで、自転車乗車中に死亡する割合は**約1/4にまで低減**※されます。

※交通事故総合分析センター
「交通事故分析レポート vol.97」より

ヘルメット非着用の死亡事故における負傷部位(令和元年)



「**児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。**」と**道路交通法**で規定されています。

安城市の自転車に関する補助金

自転車乗車用ヘルメット購入費補助

～自転車に乗る時にヘルメットを着用していれば助かる命が数多くあります～

【対象者】

- ①市内在住の申請年度末時点で18歳以下の子ども（申請は保護者）
- ②市内在住の申請年度末時点で65歳以上の高齢者

【補助額】

購入金額の2分の1 ※対象者1人につき1個限り
（上限2,000円、10円未満切り捨て）

ヘルメット
補助金の
詳細は市HPを
ご覧ください



【補助対象となるヘルメット】

令和3年4月1日以降に購入した安全認証マークの付いた新品のもの

※認証マーク：
（参考）

SG	JCF	CE	GS	CPSC

【必要書類等】

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②領収証等（申請者又はヘルメット着用者の氏名、ヘルメットの購入金額、購入日、品名又は品番、購入店名の記載が必要）
- ③ヘルメットの安全認証が確認できるもの
- ④補助金等交付請求書 ※申請者名義の口座番号が必要

【申請の流れ】

自転車用
ヘルメット
の購入

必要書類を安城市役所
市民安全課へ提出（郵送可）
※購入年度内に申請

補助金の
交付

送付先

〒446-8501 安城市桜町18番23号
安城市役所 市民安全課 市民安全係

問い合わせ先

安城市役所市民安全課 ☎0566-71-2219
窓口対応時間：月～金曜日 8:30～17:15
（年末年始、祝日を除く）

自転車安全整備補助

自転車損害賠償責任保険のうち「TSマーク付帯保険」加入にかかる費用の一部を助成しています。詳細は右記QRコードから市HPを参照してください。

問い合わせ先

安城市役所都市計画課
☎0566-71-2243

TSマーク付帯
保険補助の
詳細はこちら

